

公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年5月17日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

財政援助団体等監査報告（１）

第１ 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団	令和２年１２月２８日～ 令和３年４月３０日	３	１

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和元年度及び令和２年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 団体の概要

１ 団体の概要

- (１) 基本財産 １５,０００,０００円（令和２年３月３１日現在）
- (２) 設立年月日 昭和６３年３月２９日
- (３) 設立の目的 久留米市民に対して、生きがいづくりに関する事業、健康づくりに関する事業、子育て支援・児童の健全育成に関する事業及び地域社会の振興に関する事業を行うことにより、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。
- (４) 事業の概要
 - ア 公益目的事業
 - (ア) 生涯学習の推進及び生涯学習センターの管理に関する事業
 - (イ) 筑邦・耳納市民センター多目的棟の管理に関する事業
 - (ウ) 保健衛生の推進に関する事業
 - (エ) 児童センターの管理に関する事業
 - (オ) 学校施設の環境整備に関する事業
 - イ 収益目的事業
 - えーるピア久留米における喫茶店運営及び自動販売機設置等の収益事業
- (５) 役員及び職員数 理事７名、監事２名、評議員１２名、職員１０７名
(令和２年４月１日現在)

２ 久留米市との関係

- (１) 出資
 - 久留米市は、１５,０００,０００円を出資している。（令和２年３月３１日現在）
- (２) 財政援助
 - 令和元年度において、事業活動費５９１,５２６,８８０円に対して、６２,１４３,５７３円の補助金交付を行っている。
- (３) 指定管理者
 - 久留米市は、当該団体を下記施設の指定管理者として指定している。

ア 久留米市生涯学習センター等

(ア) 指定管理料 令和2年度決算見込額 137,717,000円

(イ) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(ウ) 選定方法 公募

イ 筑邦市民センター多目的棟、耳納市民センター多目的棟

(ア) 指定管理料 令和2年度決算見込額 58,627,000円

(イ) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(ウ) 選定方法 公募後、該当団体なしのため候補者選定の特例により選定

(4) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は1名である。

第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

1. 複写機のコピー代（収益）について、単独の職員がカウンター数の確認及び帳票への記載を行い、現金の回収を行った後、カウンターを0にリセットしており、他の職員が確認している事績がない。また、複写機のリース業者から報告されるカウンターの累積数とも照合されていないなど、管理体制が整備されていない。
2. エールカフェ食材等単価契約書において、契約相手方の代表者名を二重線で修正したものを、そのまま受領しているものがある。
3. 軽トラック賃貸借契約書において、契約日が誤っているものがある。

意 見

久留米市生きがい健康づくり財団は、当初、市民の文化活動などに供する施設などを管理する組織として設立された。平成19年には健康推進協議会と合併し、健康診断や保健指導などをメインとする組織に転換した。しかし、本市に保健所が設置されたことなどにより、保健衛生事業は縮小した。現在は、指定管理者として、本市の生涯学習センターと筑邦、耳納市民センター多目的棟の管理・運営を行なっている。

指定管理者は公募で選定され、指定期間は5年である。筑邦、耳納市民センター多目的棟の管理をするようになったのは、民間事業者が撤退したため、市の依頼を受け管理しているのが実態である。このように公益的性格を持つ指定管理業務は、収支償いにくい事業である。筑邦、耳納両市民センター多目的棟と生涯学習センターの管理・運営を含めて、財団の事業の94.6%が公益目的事業となっている。内訳を見ると、学校施設整備事業が50.0%、生涯学習センターの管理・運営が41.1%、保健衛生事業は3.2%にすぎない。財団の名称と事業内容はかけ離れてしまっている。

これでは、財団の目的の実現は困難であろう。本市所管部局とともに、実態にあった組織の名称や設置目的、事業のあり方などを検討することを望む。

財政援助団体監査報告（2）

第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会	令和2年12月28日～ 令和3年4月30日	5	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和元年度及び令和2年度の財政援助に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 団体の概要

1 団体の概要

- (1) 基本財産 ー
- (2) 設立年月日 昭和49年10月17日
- (3) 設立の目的 職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な人材を養成し、もって労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図るとともに、県南部地区の経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
- (4) 事業の概要
 - ア 受託訓練A：福岡県からの委託訓練で、求職者を対象とした公共職業訓練
 - イ 受託訓練B：企業・団体などの民間企業からの委託訓練及び検定試験
 - ウ 向上訓練：職業能力開発促進法にもとづく企業在職者訓練
 - エ 自主訓練：職業能力開発促進法に該当しない市民、地域労働者を対象とする訓練
- (5) 役員及び職員数 会長1名、副会長2名、理事11名、監事3名、職員6名
(令和2年4月1日現在)

2 久留米市との関係

(1) 財政援助

令和元年度において、事業活動費104,189,540円に対して、25,604,045円の補助金交付を行っている。

第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

1. マット・モップの賃貸借について、契約書を徴取しないまま業務を実施している。また、賃貸借であるが、費用を事業費 消耗品費で支出しており、適正な勘定科目から支出されていない。
2. 財政調整引当預金について、特定資産として計上されているが、特定資産に該当しない。決裁権者でない者が取崩しの決定をし、かつ設置目的に沿わない取崩しも行われている。
3. 財政調整引当金について、引当金計上と取崩しを行っているが、引当金の要件を満たしておらず、誤った会計処理がなされている。
4. 「財務諸表に対する注記」において、記載されている引当金の計上基準が誤っている。
5. サーバ、パソコン等のリース契約について、当該契約の内容からは売買処理を行うべき契約であるが、賃貸借処理が行われている。

意 見

久留米地区職業訓練協会の過去3年間の正味財産増減計算書を見ると、例年概ね黒字のように見える。しかし、その要因は本来引当金として計上する要件を満たさない財政調整引当金を引当金として計上し、その取崩額を経常外収益に計上したことによるものである。過去3年間は事実上、一千万円以上の赤字が継続している。正味財産増減計算書の引当金の取扱いは改めるべきである。施設は40年以上経過しており、今後も多くの修繕費等が見込まれる。団体の事業は、全てが外部講師を招聘することで実施されており、負担となっている。現状のままでは運営に限界が来ることが予想される。

本市及び周辺自治体に対する地域貢献ありとするならば、事業継続にかかる支援策等について本市所管部局と協議されたい。

財政援助団体監査報告（3）

第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	令和2年12月28日～ 令和3年4月30日	3	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和元年度及び令和2年度の財政援助に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 団体の概要

1 団体の概要

- (1) 基本財産 ー
- (2) 設立年月日 平成6年4月1日
- (3) 設立の目的 福岡県南地域内の中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
- (4) 事業の概要
 - ア 自己啓発・余暇活動支援事業
 - イ 健康維持増進事業
 - ウ 生活安定事業
 - エ 情報提供事業
 - オ 会員加入促進事業
- (5) 役員及び職員数 理事9名、監事3名、職員2名（令和2年4月1日現在）

2 久留米市との関係

(1) 財政援助

令和元年度において、事業活動費164,766,785円に対して、4,016,967円の補助金交付を行っている。

(2) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は1名である。

第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

1. 未収会費のうち回収見込みがないものについて、貸倒処理をせず雑費として計上している。
また、未収会費についての規程等が整備されていない。
2. 会計規程上、固定資産とすべき物品を、消耗品として費用計上しているものがある。
3. 契約書において、契約日が空欄のものや、契約日が契約期間開始後の日付になっているものが複数ある。

意 見

久留米広域勤労者福祉サービスセンター会員の現状は、会員事業所数、会員数ともに概ね横ばい傾向にある。会員数の増加と会員サービスの充実が必要である。

会員のニーズの把握・分析と、施設・店舗等の利用促進策の追究が求められる。会員が給付金を申請するにあたっては、紙で手続きを行っているが、スマホでのオンライン申請など利便性向上の検討も求められる。会員とその親族らが施設・店舗等を利用した際の実績を管理システムへ網羅的に入力しているのも、相当の業務負担である。ICTを活用した会員情報、利用状況の把握など業務効率性向上の観点からも合わせて検討することを望む。